

# 速報！さくらユウワ通信

## 厚生労働省 助成金関係のご案内

熊本県でもコロナウイルス感染者50例目が出るなど、不安な日々が続いていることかと存じます。厚生労働省が発表しているコロナ関連の助成金及び雇用安定に関する助成金をご案内させていただきます。

### ① 雇用調整助成金の特例措置拡大（最新版）

435号にて取り上げました雇用調整助成金の追加情報をご案内させていただきます。ここでは、令和2年4月1日から9月30日までの緊急対応期間における制度の概要をご紹介します。

【拡充】一定の条件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を10/10とする（1人1日15,000円が上限）  
条件：中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合

#### 【追加支給】

令和2年6月12日付けの特例措置により、助成金の「上限額の引き上げ」と「助成率の拡充」が令和2年4月1日にさかのぼって適用されます。既に支給決定を行っている事業主などに対して、追加の助成額が支払われます。

1) 支給申請はお済みで、まだ支給決定されていない事業主の方、及び支給決定された事業主の方

→追加支給の手続きは「不要」

これから支給の方は追加支給分も含めて支給され、支給済の方は追加支給分が令和2年7月以降に順次支払われます。

2) 支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

→追加支給の手続きは「必要」・・・令和2年9月30日までに「再申請書」等の必要書類をご提出ください。



参照) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pagel07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07.html)

### ② 両立支援等助成金

#### ■ 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に支給されます。

#### ■ 介護離職防止支援コース

介護支援プランを作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度 介護両立支援制度の利用者が生じた中小企業事業主に支給されます。

その他、育児休業等支援コースや再雇用者評価処遇コース（カムバック支援助成金）など職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”を支援するための各種助成金が準備されております。

詳細は添付の厚生労働省両立支援助成金リーフレットをご確認ください。

【岩田 由起】